

滋賀県污水处理施設整備構想 2016(案)の概要

污水处理施設整備構想とは

下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設の効率的な整備と効率的な運営管理のため、国が示すマニュアルに基づき、市町において各種污水处理施設の最終的な整備区域等を定め、県でとりまとめるものです。

【定める内容】

- ・各種污水处理施設(下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等)の**最終的な整備区域**
- ・早期に污水处理施設整備を概ね完了させる**アクションプラン**
- ・**効率的なし尿処理のあり方** など

現状（滋賀県の特徴）と見直しの必要性

【滋賀県の特徴（平成 26 年度末時点）】

- ・人口減少局面への転換
- ・污水处理人口普及率※1：**98.3%（全国第 3 位）**
- ・集合処理施設数：**226 施設と多い**
- ・し尿処理施設等の**老朽化が進行**

【見直しの必要性】

- ・**人口減少を踏まえた**污水处理施設の見直しが必要
- ・早期に整備を概ね完了させる**アクションプランの策定**が必要
- ・**既存施設の共同利用等の検討**が必要

滋賀県の特徴を踏まえた污水处理施設整備構想の見直し

污水处理施設整備構想の見直し結果

【長期計画の策定】

各市町の区域毎に将来人口を設定した上で、整備コストや維持管理の効率性を検討し、公共用水域の水質保全にも配慮して、污水处理施設区域を見直し

○見直しの方向性

- ・人口が密集している市街地は引き続き下水道で整備
- ・農業集落排水地域の内、人口減少が進む地域は下水道に統合
- ・人口が点在する地域は合併処理浄化槽で整備

○現計画との比較（各種污水处理施設の受け持つ人口の割合）

- ・公共下水道：見直し結果 **97.9%**（現計画 98.2%から **0.3%減**）
（主要因⇒合併処理浄化槽への移行による減）
- ・集落排水施設：見直し結果 **1.0%**（現計画 1.4%から **0.4%減**）
（主要因⇒下水道への統合および合併処理浄化槽への移行による減）
〈集落排水施設の数： **13 施設減**（現計画 69 施設⇒見直し結果 56 施設）〉
- ・合併処理浄化槽：見直し結果 **1.1%**（現計画 0.4%から **0.7%増**）
（主要因⇒下水道および集落排水施設からの移行による増）

【污水处理施設整備の早期概成に向けたアクションプランの策定】

未整備の地区について、安価で早期に整備が可能な手法の導入を計画

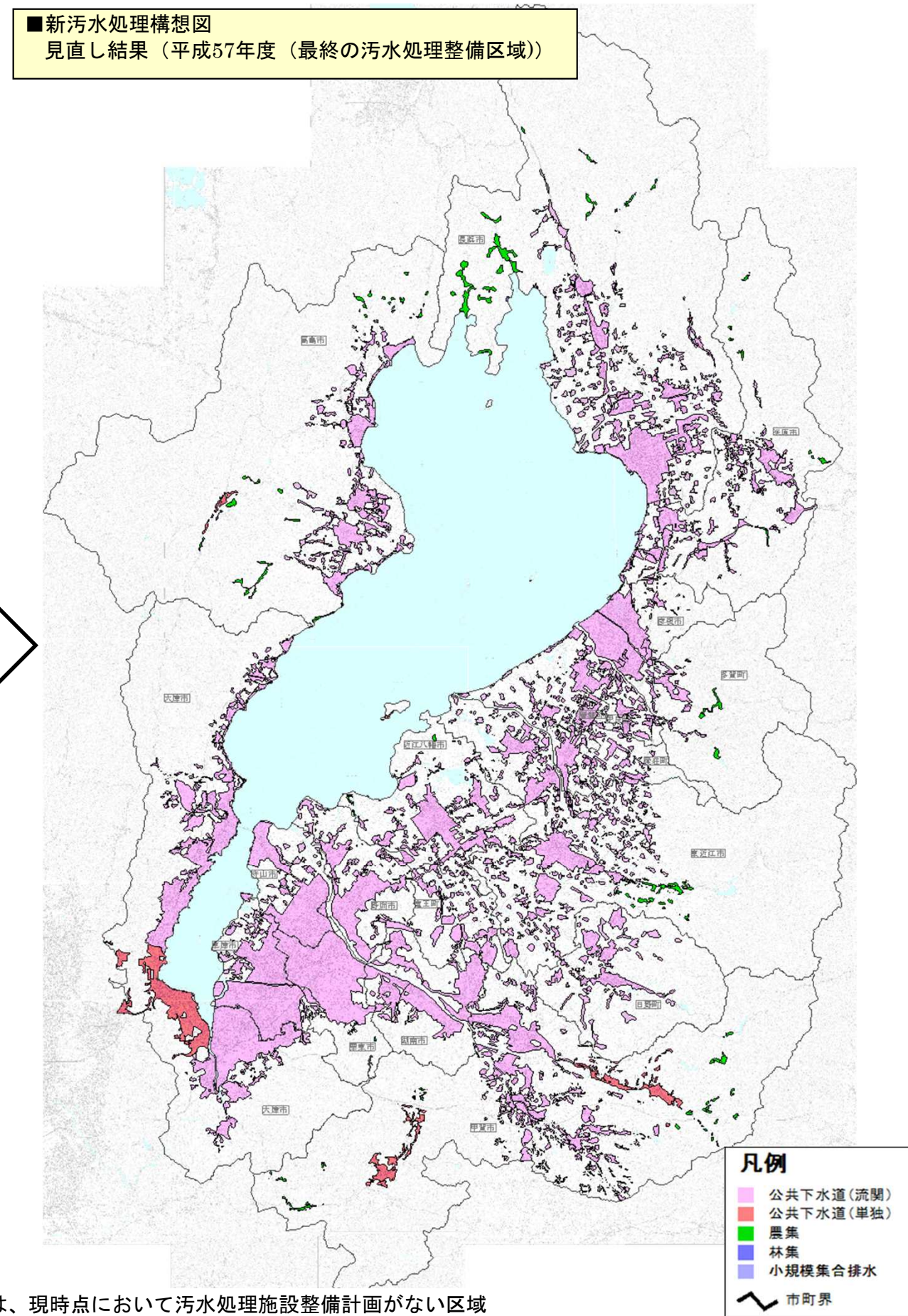
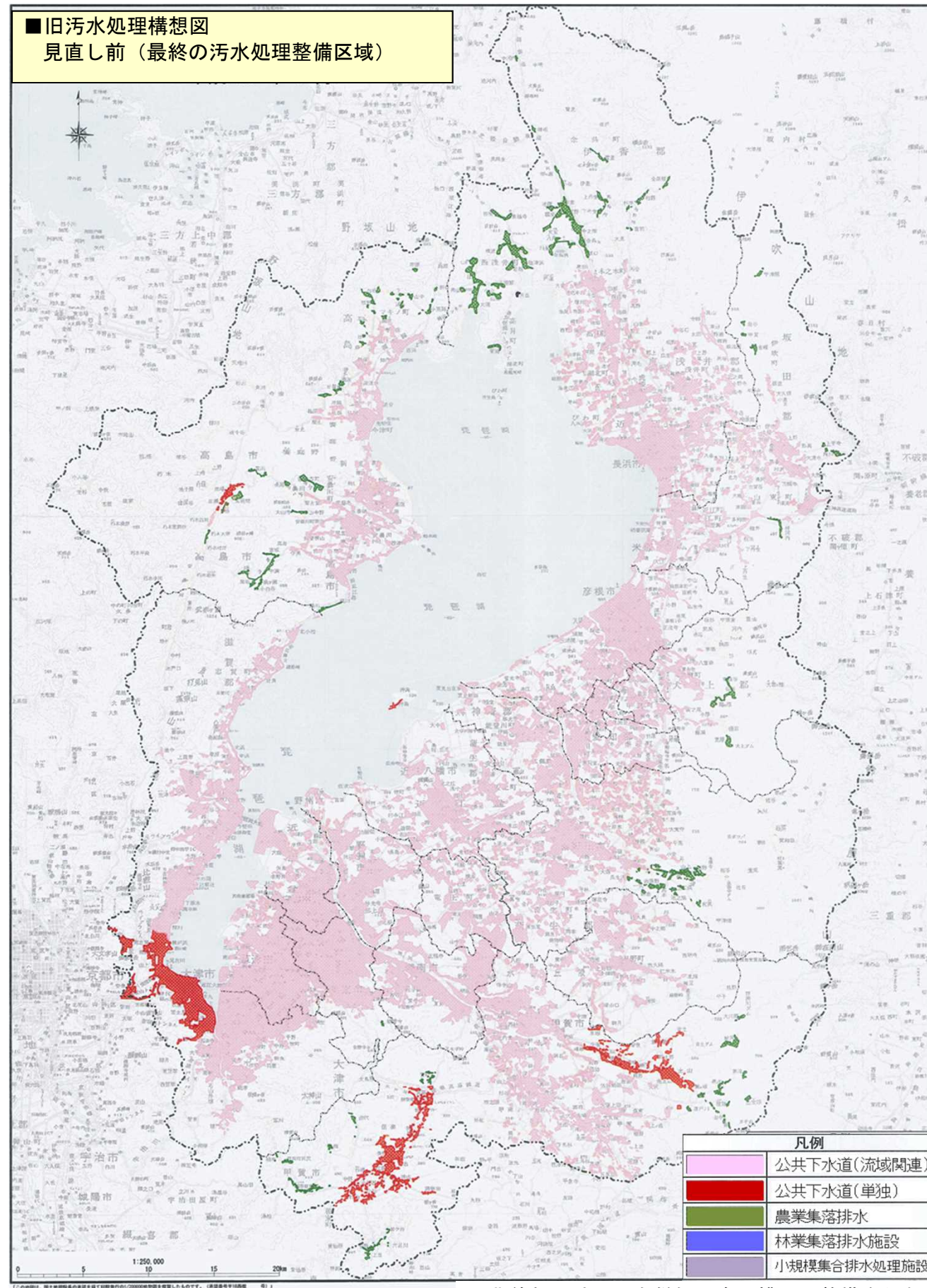
- 污水处理人口普及率
- ・平成 26 年度：98.3%
- ・平成 32 年度：99.3%
- ・平成 37 年度：99.8%

【し尿処理のあり方】

し尿処理施設については現在、全処理能力の約 50%の活用状況であり、既存施設の共同利用等、今後の効率的な施設運用を検討する必要があります。

※1：下水道等の污水处理施設を利用できる状態にある人口の割合

※2：現計画、見直し計画の計画最終年度は、それぞれ平成 32 年度と平成 57 年度



※非着色区域は、合併処理浄化槽での整備を行う区域、または、現時点において污水处理施設整備計画がない区域